の所でも地方債の変更が出てきましたけれども、コミュニティセンター助成金が出てき たので、その分を今、過疎債をその次のページで減額するというふうなことになります。

そういうことで、その次のページ、21款1項1目総務費1,280万円の減額であります。 椿台コミュニティセンター建設事業費、過疎債ですけれども1,400万円の減額、それから 滝の間コミュニティセンターの建設事業費として新たに120万円を追加するものでありま す。

それから、4目の農林水産業債ですけれども800万円の追加であります。これは県営林 道費負担金ということで、これは林道峰浜線ですけれども、県の事業の方が追加になっ てきたということで、それの10分の1の額であります。

それから、7目の教育債3,400万円の減額ですけれども、先ほど説明しましたとおり I CTの環境整備事業の分を過疎債の分を3,400万円減額するというものであります。

それでは、歳出の方に、10ページから歳出の方について説明したいと思います。

全般につきまして給与関係につきましては、4月1日の人事異動、それから先ほど議 決していただきました給与の臨時特例債に関する条例措置に伴うものでありますので、 詳細な説明は省略させていただきます。

そういうことで、1款1項1目議会費13万3,000円の減額であります。全て人件費、給 与、職員手当、共済費等であります。

それから、総務費の2款1項1目一般管理費319万7,000円の減額であります。これも 人件費関係、給料、職員手当、共済費等であります。

5目の財産管理費10万円の減額ですけれども、これも給与関係でございます。

それから、6目の企画費234万5,000円ですけれども、これが一般コミュニティ事業補助金ということで、先ほど申し上げましたように雑入で入ってきた石川の郷中の備品購入分に充てるものであります。

それから、7目の電子計算費61万5,000円、これにつきましては委託料が40万5,000円、 ネットワーク機器等追加業務委託料、それから、ネットワーク機器等ということで21万円ですが、これは電算の共同管理に関連した補正でございます。

それから、9目の自治振興費ですけれども120万円の追加であります。これは委託料ということで、滝の間コミュニティセンター建設工事設計業務委託ということで、いずれこれにつきましては9月に大体、9月の中頃に内示が来るということであります。

それから、2款2項1目税務総務費458万4,000円の減額であります。これも人件費関

係であります。

それから、2目の賦課徴収費18万9,000円ですけれども、これは e L T A X 端末バージョンアップ業務ということで、既存のパソコンがソフト等が古くなってきたということで更新するためのソフトの入れ替えの分でございます。

それから、次に、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費198万円の減額でありますが、これは人件費関係であります。

それから、3款1項1目社会福祉総務費17万9,000円の減額ですが、これも人件費関係であります。

それから、5目の国民健康保険費211万3,000円の減額ですが、これにつきましても人 件費関係であります。

それから、6目介護保険費3万9,000円の減額ですけれども、これも人件費関係です。 それから、7目の後期高齢者医療費4万4,000円の減額ですが、これも人件費関係です。

それから、3款2項1目の児童福祉総務費151万2,000円の減額ですが、これも人件費 関係でございます。

その次、4款1項1目保健衛生費ですけれども、25万3,000円の補正ですが、これも人件費関係であります。

それから、2目の予防費229万円の補正であります。これにつきましては、報償費の27万2,000円と委託料の36万2,000円につきましては、組み替えをしたということで、今まで子どもたちのフッ素塗布等を歯科衛生士にお願いしてあったわけですけれども、新しいお医者さんが来たということで、そちらの方に委託という形で頼むということで、あと一般のその塗布の人の分も含めて、9万円増加になっていますけれども、組み替えしたというものであります。

それから、19款の補助金ですが、これは風疹の予防接種費補助金ということで、19歳から59歳までの人を対象に、大体200人分ということで220万円、予算措置しております。

それから、3目の環境衛生費 4 万4,000円の補正であります。これは、墓地永代使用料還付金ということで、使用許可を出して2年以内に戻した場合には、その80%返還するということになっておりまして、これは平成24年 5 月 8 日に許可した分でありまして、まだ2年以内でありますので、その8割分 4 万4,000円を戻すというもので、これは浜田墓地の分であります。

それから、次の6款1項1目農業委員会費10万円の減額ですが、人件費です。

それから、2目の農業総務費116万3,000円の減額ですが、備品購入費で冷蔵庫50万円 ありますけれども、これはおらほの館の食堂部門の冷蔵庫が経年劣化したということで 今回購入するものであります。

次に、20ページ、農業振興費21万4,000円の追加であります。先ほど歳入の方の県補助金の方にも出てきましたけれども、テイクオフ支援費補助金ということで、町の12分の1 嵩上げした分の21万4,000円であります。

それから、5目の農地費244万円ですけれども、これにつきましては耕作放棄地再生利用活動等補助金ということで、当初80万円見込んであったんですが、希望を取ったところ、申し込みが増えたということで、その面積増による補正分244万円であります。最終的に787.73 a になったということであります。7町歩ちょっとですね、8町歩弱であります。

それから、9目の地籍調査費211万9,000円の減額であります。これは人件費であります。

それから、6款2項1目の林業総務費1,088万5,000円の補正であります。これにつきましては、上の方は人件費ですが、19節2万円の負担金ですけれども、森林基幹林道米代線連絡協議会負担金ということで、米代線が完成したということで、開設促進協議会あったんですけれども、それを解散したことに伴いまして、今度は連絡協議会を作りまして新たにその今後の利活用について協議していきたいということで、これは能代市、藤里町、八峰町、2万円ずつ同額でございます。

それから、林道整備費800万円の追加でありますが、先ほど歳入の方でも申し上げましたけれども、町債の方でも申し上げましたけれども、県道・林道事業負担金ということで、峰浜線の10%分でございます。

それから、22ページ、6款3項1目水産業総務費2万3,000円の減額ですが、人件費です。

それから、7款1項1目商工費111万6,000円の減額ですが、これにつきましても人件 費であります。

それから、2目の商工振興費587万7,000円の追加補正であります。これは先ほど歳入の方でまちいちむらいちのお話しましたけれども、要するに市町村の魅力発信イベント参加助成金に伴う歳出であります。報償費が18万円、それから旅費が226万1,000円ということで、費用弁償が177万6,000円、それから普通旅費が48万5,000円です。これは石川

の郷土芸能駒踊りが行くということで、それに伴うものが大きいものであります。

それから、13の委託料ですけれども、浄化槽の清掃管理委託料ということで1万4,000 円挙げていますけれども、これは汲み取りの料金が上がったということで、それに伴う 補正でございます。

それから、14使用料27万2,000円、イベント用使用料ということで、これもまちいちむらいちに伴うものであります。

それから、備品購入費315万円、農林水産物直売施設用備品ということで315万円の補 正ですが、これはぶりこのレジスターが使えなくなったということで、それの買い換え にかかわるものであります。

それから、その次の手数料113万7,000円ですが、これは小入川駐車場案内看板設置に 係る手数料でございます。

それから、役務費、委託料48万4,000円ですけれども、これはトイレ浄化槽の管理委託料ということで、先ほどと同じで汲み取り料金の上昇等によるもので11箇所分でございます。

それから、備品購入費、イベント用テントということで、全協でも詳細な資料を出しましたけれども、いろんなイベントに使うテントを購入するということで100万5,000円であります。

それから、負担金補助及び交付金の所で、補助金ですけれども、全協等でも説明いたしましたように、白神山地の世界遺産登録20周年記念イベントということで658万9,000円、それからポンポコ山音楽祭の補助金25万円ということであります。詳細につきましては、全協で説明しましたのでいたしません。

それから、森林体験交流費 5 万4,000円の追加であります。これも先ほどから言っていますように、浄化槽の管理委託料でございます。3 箇所分、留山トイレ等でございます。

その次に土木費ですが、8款1項1目土木総務費ですが、19万6,000円の減額ですが、 人件費でございます。

それから、8款2項1目の道路維持費326万9,000円の補正でありますが、一番下の15節の工事請負費、町道安全施設整備工事400万円ということで、これは道路にやるデリネーターの設置分でございます。

それから、2目の道路新設改良費486万2,000円の追加ですが、補正ですが、これは13 節の委託料、町道小入川岩館線の法面測量・設計業務委託ということで200万円、それに 伴う工事費ということで300万円でございます。

それから、8款4項1目下水道費ですが、4万8,000円の減額であります。これは人件費に伴う公共下水道特会への繰出金の減額でございます。

それから、8款5項1目の住宅管理費3万7,000円の減額ですが、これも人件費です。 それから、消防費107万5,000円の減額ですけれども、これも人件費関連でございます。

教育費のところは、あと教育長の方で説明しますので飛ばしまして、36ページの13款 1項1目の一般管理費20万円の補正であります。これは町有林の保険料、大変申し訳ないですけれども、これ本来であれば当初予算に上程する、提案するものだったんですけれども、これ毎年でない保険料だということで、ちょっと大変申し訳ありませんが落としてしまったということで、今回追加補正を何とかお願いしたいと思います。

それから、13款 3 項 1 目の財政調整基金費ですが、18万6,000円の追加であります。これは先ほど歳入の方にも出てきました雑入に出てきましたけれども、利子収入分を基金の方に出してやるということであります。

それから、同じく3目の合併町村振興基金費119万円、これも同じく利子分でありまして、基金の方に積むということであります。

以上であります。

教育関係費の方については、教育委員長の方から説明いたしますので、宜しくお願い したいと思います。

- ○議長(須藤正人君) 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) ご苦労様です。では私の方から教育費についてご説明を申し上 げます。

29ページからご説明します。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の317万6,000円の減額であります。これにつきましては人件費でありますので省略させていただきます。

次、30ページの3目の教育助成費でありますけれども、先ほど来お話した過疎債の関係での当初計画してあった備品購入を委託料に変更したということで640万円につきましては、平成25年度分の委託料ということで、4,000万円は差し引くということであります。

次の31ページ、学校管理費につきましては、4万3,000円、給与分でございます。

また、2目の水沢小学校の154万8,000円につきましては、人事異動の臨時校務員の異動に伴う賃金の差額分と、最初に県の補助金交付金のところで説明いたしました市町村

子どもの国支援事業交付金で370万円の交付金がありましたけれども、そのうちの特別支援費の賃金分として80万円を計上させていただいたものであります。

次に、塙川小学校費でありますが227万8,000円につきましても、賃金については水小からの人事異動に伴う町の職員が水沢小学校へ異動したため、塙川小学校の臨時校務員の分の賃金の補正であります。

また、需用費の73万円の修繕費につきましては、壁の割れを発見したために、そのための補修のための修繕料であります。

八森小学校費は、財源内訳の変更でありますが、これも最初に申し上げた県の補助金の370万円のうちの160万円を特別支援費の賃金として一般変更をするものであります。 次のページお願いします。

学校管理費であります。中学校費の学校管理費の633万4,000円につきましては、給与分であります。

また、2目の峰浜中学校費33万4,000円につきましては、県の補助金の80万円と臨時の 校務員の人事異動に伴う差額でございます。

八森中学校費の57万5,000円につきましては、校務員の異動に伴う賃金の差であります。 次の33ページであります。

社会教育費1目の社会教育総務費の71万5,000円につきましては、給与分であります。 また、4目の峰浜文化交流施設管理費、峰栄館の197万9,000円の補正でありますが、 全協でもお話しました修繕料であります。これは経年劣化に伴いまして、主なものにつ きましては、高圧受電設備、高圧ケーブルが120万円、また、高圧開閉器が49万円、冷温 水発生機燃焼関係の部品の交換が22万円ということで、経年劣化に伴うものであります。

次に、5目の八森文化交流施設管理費25万2,000円につきましては、需用費として25万2,000円を計上させていただいたものは、ファガスの駐車場の区画線がもう見えなくなってしまいましたので引き直すものであります。

次に、34ページであります。

秋田県自然体験活動センター管理費、体験センターの73万9,000円の補正でございますが、給与分と11節の需用費につきましては、無線機の3台分の修理代であります。また、委託料につきましては、汲み取り料金の改定に伴う差額の分、また、使用料及び賃借料として仮設機材12万2,000円の計上でありますが、これは海浜プールを使っておりましたけれども、浚渫等もあるということで研修場所をその他のところに設けるためのプレハ

ブの借上料であります。また、備品購入費の29万4,000円につきましては、ポンポコ山から譲り受けた冷蔵庫、これも古くなりまして交換するというものであります。

次のページ、保健体育費、学校給食共同調理場運営費の9万円の減額につきましては、 給与分であります。

また、3目の体育施設管理費81万8,000円につきましては、峰浜野球場であります。修繕料として74万1,000円は、倉庫とトイレ棟の屋根の腐食に伴う修繕料であります。また、委託料の7万7,000円につきましては、汲み取り料金の改正に伴う差額ということであります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長(須藤正人君) 休憩いたします。午後1時、再開します。

午前11時54分休憩

.....

午後 0時57分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第65号、一般会計補正予算の質疑を行います。質疑ありませんか。5番門脇直樹 君。

○5番(門脇直樹君) 2点お尋ねします。

23ページ、農林水産物直売施設用備品、副町長の説明では315万円、レジスターということですが、随分高額なレジスターだなと思って、中に入れるお金なくなるんじゃないかと思ってちょっと心配しています。

あともう一点は、35ページ、峰浜球場修繕料ですけれども、これはこれで構わないんですけれども、御所の台球場、荒れ放題になっているんで、この先、改修等予定あるのか、2点お尋ねします。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。須藤産業振興課長。
- ○産業振興課長(須藤徳雄君) 1点目の農林水産物直売施設用の備品でございますけれ ども、ぶりこの方からレジスターと、それから販売管理システム、プリンター等の買い 換えの要望がございました。というのも、これは開設当初から使っていたわけですけれ ども、古くなってきて、それから修繕にかかる様々な部品がもうなくなっているという 等々の要望がございました。実はそれらを整理しながら9月議会にかけようと思ったわ けですけれども、先日また故障がありまして、どうしてもなければ販売ができないとい

う結果になったことでございます。それで、そういったもの全てを含めて315万円という ことでございます。

- ○議長(須藤正人君) 金田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(金田千秋君) 御所の台球場ですが、今年度は乗用の芝刈り機とか購入 しまして、芝刈り、草刈り等については、まずそれらでカバーできるようにしたいなと 思っております。

いずれ峰浜野球場の今、サブグラウンド的な形で使われているんですが、今後もそれなりに使われることはあるとは思うんですが、ただ、峰浜野球場があるということで大 規模的な改修は今のところ考えてはいません。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。
- ○5番(門脇直樹君) 確か御所の台球場の駐車場等は、白神音楽祭のときに何かしらの 形で使用するんですよね。そうすれば、別にバックボードを補修しろとかそういうこと は言わないですけどね、景観的に見てもね、様々な地域から来た人が見てね、ちょっと 印象悪いんじゃないかなという思いはしているんでね、できればできる範囲で景観的に あまり悪くないような整備は、多少なりして欲しいなと思っております。
- ○議長(須藤正人君) 金田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(金田千秋君) 白神音祭とかで8月31日、御所の台球場の方についても 駐車場等それらで利用したいという話は聞いておりますので、今おっしゃられたとおり にそういう関係では整備をやっていきたいと思っております。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) 教育長にお尋ねをいたします。

30ページの学校ICT環境整備の件なんですが、今回、過疎債の該当にならない項目があってリースに切り替えるということで理解はしたわけですが、いずれ4,000万円、5年間リースする、このリースが、おそらくこの事業はずっと継続していくんだろうというふうに思うわけですが、5年間でリースが終了する。その後、この設備がどうなるのか、もちろん所有権の問題あると思います。通常ですとリースが終了すれば撤収、あるいは安い価格で再リース。ただ、再リースに耐えられるような設備であるのかどうか、一概にその買い取りがいいのか、そのリースがいいのかというのは、その辺の機材の寿命といいますか使用できる期間、それと使う方の側の都合、この辺も合わせないと一概に予算だけでやってはまずいのかなというふうに思うわけですが、その辺ちょっともう

少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

- ○議長(須藤正人君) 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 松岡議員のご質問にお答えします。

当初は一括購入ということでしました。一括購入しますと、いくら古くなっても、やっぱり物は備品として残るわけでありますけれども、今回、過疎に該当するには委託費、いわゆるリースでなければ該当ならないよということでありましたので、最高で5年リースということでありましたので、機械の性能等も含めれば、ちょうど5年で私は個人的にはよかったなと思っております。ただ、その終わった後に、いらなければ撤収と、それで貸し借りなしということになりますけれども、このまま電話機と同じようにリース期間終了後は、大体これからのことになりますけれども、年間で10分の1のリースということで再契約するわけでありますけれども、ただ、5年後にそれが使えるに耐え得るかどうかということを考えますと、また別のことを考えていかなきゃならないなと思っています。ただ、政権が変わりまして、安倍首相も盛んにICTについてはこれから進めていくということになっておりますので、発言しておりますので、やはりその5年というものは私は非常にいい期間だなと思っております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) 今から5年先のことは、これは想像つかないわけですが、事業としては非常に先進的な事業だと思うし、進めていってほしいなと思うわけですが、5年過ぎて再リース、あるいは買い取りという業者もこれあるわけで、それも最初のリース契約するときにそれを契約しておかないと、その場になって買い取りができなかったり、これ相手業者、リース業者によってはいろんなその都合があるわけですので、その辺もある程度見極めた上でリース契約なり、その契約満了後のことまで当初の契約で決める必要があるのかなというふうに思いました。またこの先5年ですので、どんな状況が変わってくるかわかりませんが、その変わったときに、ただ今リースだからこの機械をずっと5年間使っていかなければならないという面も一つは出てくるわけです。例えば3年後に、段々変わっていって、今のこの装置でなくてもっと新しいこういうものが出てきたと、5年間債務負担行為をするわけですから、この間はこの設備を使っていくということは、安心の反面、そうしたリスクもあるわけですから、その辺も考えながらこのリース契約に臨んで欲しいなというふうに思います。答弁はいりません。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) 20ページの農地費の耕作放棄地の利用の補助金なんですが、8名 が耕作放棄地解消に向かったということでありますが、この耕作放棄地を解消して、そ の耕作放棄地に何をですね作付しようとしているのか、その辺とですね、その耕作放棄 地のその再生の利用条件というか、そういうふうなものを若干聞きたいと思います。
- ○議長(須藤正人君) 米森農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(米森博孝君) ただいまのご質問にお答えいたします。

予算的には農林の方の予算に置いておりますけれども、事務的には農業委員会の方で やっておりますので、私の方から答弁させていただきます。

今まで出されているものにつきましては、ソバが主でございます。

それで、作付の条件といたしましては、最低3年以上は作付してもらうと。今、私の方で考えているのは、作付及びそのほかに販売などのやった場合の領収書というか、そういうふうなものを提出いただこうと考えておりますので、今後この3年間のソバの3年間の経過を見ていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) これはですね、そうすれば作付するということは、ここは耕作放棄地ですから、減反の面積とかそういうふうな中のカウントにはなってないんですよね。 えっ、なる…。…その辺のちょっと絡みがですね、いまいちはっきり流れ的に分からないので、説明をお願いしたいと思います。
- ○議長(須藤正人君) 米森農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(米森博孝君) 減反の関係につきましては、農林振興課の関係となりますけれども、耕作放棄地、いわゆる1年以上作付されない、されていないもの、また今後、数年以上にわたって作付されないものを一応私の方では耕作放棄地と呼んでおります。

ただ、農林の方では、今、自己保全というような扱いをやっておりまして、農業の方のとも補償の補助金の方には対象の農地として扱われております。

以上でございます。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 何点かありますけれども、まず2点について質問します。

18ページの予防費ですけれども、町の方で先進的に風疹の予防、19歳から59歳までということで無料ということで、本当にこれはいいことなんですけれども、ただその19歳から59歳までのその風疹に今までかかったかかからないか、59歳までの人たちが、どのように調べるのか、そして適切にこれがせっかく盛られたものが万遍なく皆さんに接種されるようにどのように考えておられるのかな。59歳という年齢の幅がすごくありますので、妊娠する可能性のある女性の家族全てということになると思うんですが、この59歳という年齢を設定したことと、これからどうやって取り組んでいくつもりなのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、ちょっと前後しますが、12ページですけれども、自治振興費の滝の間のコミュニティセンターの建設設計の方ですが、全協でも質問したんですが、その場ですぐ適切な返事が返ってこなかったんですが、今までどおり自治会で使うほかに広域的な住民交流を促進される施設としてこれを利用するということですが、大変結構だと思います。いろんなものを使って交流して、この自治会以外の人たちが交流する場として利用することは非常にいいんですが、ただ、設計を見ると、本当に今までのコミセンと同じような、代わり映えのしない設計で、それで生活改善センターとかああいうふうな建物でしたら調理台が3台くらいあって、流し場が広くて、あそこでだったらいろんなものを煮炊きするにも非常にいいと思うんですが、この設計を見た限りでは普通の家庭用の流しとそのコンロと、これで本当に広域的な交流ができるのか、普通のコミセンと代わり映えしないような気がするんですが、その辺もう一度適切な答弁をお願いします。

まずこのことでお願いします。

- ○議長(須藤正人君) 大高福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(大高伸一君) 見上議員のご質問にお答えいたします。

2点ほどあったと思っております。

最初に、風疹の予防接種の年齢19歳から59歳という区分についてと、根拠ということ でございましたけれども、まず基本的に考え方としては、妊婦の夫、あとは妊娠を希望 している女性、あとその他の方々というふうな考えで考えております。

それでまず、風疹は一部若い方々には定期接種ということになっておりますけれども、 我々の年代、60歳近い方々のときには、かなり風疹が流行ったみたいです。それで、実際2回接種したかしないかというところまでの確認は今考えておりませんが、一番の基本となることがやっぱり妊娠されているご家族ということを念頭に置いております。そ れで、どうしてもまずその他の方々でご心配な方は、そういう記録が残っていればいい と思うのですが、まずその証拠というのは2回接種したというのはないと思われます。 なので、ご心配な方は受けてもらうというふうな考え方であります。

それから、周知方法ということでございます。まず当然のことながら今月、可決いただければ今月末のお知らせ版、それから広報というものに掲載して周知していくことになりますが、それ以外に母子手帳ですか、妊娠されている方が母子手帳をいただきに来ます。あとはそのときにご家族の方もどうでしょうかというお勧めはしたいと思っております。また、乳幼児健診等々かなり行事はもっております。その機会を捉えながらそういうおそれがある方については勧めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(須藤正人君) 武田企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田 武君) 今回の滝の間のコミュニティセンターについては、補助 事業、これは県産木材を使うという事業を当て込んでおりまして、補助事業の申請の関 係から私の方から述べさせていただきます。

この広域的な住民交流が促進される施設というふうになっておりますけれども、いずれ簡易宿泊施設関係をとりながら夕映えの館、いさりびの館の現在の施設関係というふうな形で運用される形になろうかと思っております。ですので、一般のコミュニティセンターではないかと言いながら、この中で交流しながらという機能、そこのところを十分備えながらやっていきたいと、運用されるという形の中で考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 風疹の方は分かりました。

それで、コミュニティの方ですけれども、簡易宿泊施設の夕映えの館的な存在ということになるんでしょうか。そうすると、布団を用意したり、それからその維持管理を自治体が、滝の間自治会がやるとしたら、大変な…、今、本館でもあれをやっていくのに大変ですよね。掃除したり、それからお客さんの洗濯から、それをボランティアを兼ねて1時間幾らくらいで自治会の人たちでやっているみたいですけれども、非常に負担になるんでないかということがちょっと心配です。簡易宿泊ということのみなのか、町外内の人たちということは、こういうふうなことを考えているのかどうか、いろんなものを持ち寄って魚を調理したり、産直のものを持ってきてジャムを作ったり、いろんな希

望がもう、やりたいと思えばあると思うんですが、それにしてもちょっと設備がちょっと不十分でないかなという気がします。ただその、そういうふうな答弁がありませんでしたが、簡易宿泊施設としてやっていくんだったら、夕映えの館は今、維持するのに大変ですけれども、そこら辺の地元の了解は取ってあるのでしょうか。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田 武君) 自治会関係では総会で決定しておりまして、施設のもの については指定管理者という形でお願いするんだということを了解しておりますので、 ご報告いたします。

それから、設備、いっぱいあることにこしたことはないんですけれども、こういう形の中で、できる範囲の中でですね工夫しながら運営していってもらいたいなというふうに思います。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 分かりました。

別のところでちょっと質問します。26ページですけれども、道路維持費の所で、副町長が何かジェイスター…町道安全施設整備工事ですか、ちょっとそれの意味がちょっと分かりません。

それと関連して、道路維持ということで町道安全施設ですけれども、町道に限らず国道の防雪柵のところに、よくダンプが突っ込んだり落ちたり、去年も2件ありましたけれども、常々思っていることは国道、この101号線の防雪柵のところに、ずっとこう見て歩きますと、旧琴丘町の防雪柵のところに縁石があるんですよね、田んぼ側の方に。あれどうしてなのかなと思って、ちょっとずっと見ているんですけれども、旧琴丘町から旧八竜町に入るところまで縁石があります。あれがあれば田んぼに落ちることもないし、歯止めになって非常にいいなと思うんですけれども、そういうことがせめて101号線の通学路の防雪柵のところにできないものかとこう思っているんですけれども、このジェイエイターだか何だかっていうのは、これどういう意味かちょっと分かりませんけども、これと何か関連あるんだったらその辺のところも一緒に答弁をお願いします。

- ○議長(須藤正人君) 答弁を求めます。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) ご質問にお答えします。

先ほど話、副町長の方から説明ありましたデリネーターですが、正式には視線誘導標です。道路幅員が分かるように両サイドに、夜、車走ると反射する反射版付き、あれの

正式名称が視線誘導標、これの冬期間、除雪で破損した分の整備、取り替えですね、これの予算です、今回の計上しているのは。

それと、大型車両の防雪柵の接触関係ですが、多分、国道 7 号線の話だろうと思うんですが、ちょっとどういうものなのか私ちょっと確認してないんですけれども、通常、今回ありました水沢と目名潟間の田んぼ側については、通常はあれが普通の工事です。舗装板あって路肩、路肩の部分に防雪柵を設置とするのが通常の工事パターンになっております。見上さんが言いましたようにそういう場所、後で確認を取って、予防できるものであるんであればちょっと検討してみたいなと思っております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。
- ○10番(佐藤克實君) 見上議員さんからも質問あったんですけれども、滝の間のコミセンに関してなんですけれども、公共施設に関しては私まるっきり素人なんですけれども、何点か質問させていただきたいと思います。

まず一つはですね、集会室の北側の物置ですけれども、どうしてここに必要なのかということなんですけれども。例えば研修室二つ並んでいますけれども、これと集会室がやっぱり連動してあった方が非常に利用しやすいのかなと思います。この物置を西側にもっていくことによって建物を寒さからも守れるというような利点があるのかなと思います。という意味では、何か防災でここに避難したときなんかは、やはり研修室と集会室が連動している方がずっといいのかなと思います。

それとあと、集会室と調理場なんですけれども、ここにもやはり出入り口があった方が、何かにと使いやすいと思います。特に総会をやったりとか、避難して集まったときなんかは、炊き出しの関係でもやはりすごい連動して使いやすいのかなと思います。一旦廊下に出てから調理場に行くよりは、よっぽどいいのかなと思います。

物置の位置が西側にもっていくことによって、エアコンを東側とかにもってくることによって、エアコンの基板の損傷を和らげることができるのかなと思います。このままだと、もう南側か西側にエアコンの機械が配備されるようになると思いますので、その辺も考えればどうかなと思います。

それとあと、床の間なんですけれども、こういう施設に床の間というのは不必要だと 思いますので、宿泊施設として利用されるんであれば、家族何人か泊まるとなれば、や はり布団の収納も非常にスペースを取っておく必要があるのかなと思いますので、床の 間と言えば大概どこへ行っても物置になってしまっているので、はなっから物置にした 方がいいのかなと思います。

あと、外のですね物置がね必要なのかなと思います。どうしてもね、どっかにくっつけておいた方が、例えば災害時に発電機を収納するとか、いろんなその収納、雪かきの道具とか、やっぱり納めるところがないと困ると思いますので、そんなに大きくなくてもいいと思いますけれども、やはりテントとかそういう除雪の工具とか、あるいは発電機とかというのをやっぱり収納するスペースがあった方がいいのかなというような感じでおります。

地元の方々の了解をもう得ておるようなお話でしたけれども、これから実質的に設計 委託に入るわけですから、その辺も考慮に入れてですね、再度今の考え直してみて、設 計を組み直していただければと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 佐藤議員のご質問にお答えします。

四、五点ご提案がありましたので、これから実施設計に向けてですね、さらに自治会 と協議していきますので、その際に参考にさせていただきたいと思います。宜しくお願 いいたします。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。
- ○10番(佐藤克實君) 先ほど物置の位置の関係のお話しましたけれども、視界的にやはり海とか、あるいはその視界の関係で、やはり物置の位置がこういうふうにしたとするならば、それは地元のね皆さんのお考えでいいと思うんですけれども、仮に西側に窓をもっていくと、視界の関係でやるとすれば、やはり西側の窓をもうちょっと外部が見えるように、景観が見えるようにした方がいいのかなと思っています。今のこの図面を見ると、あってもなくてもいいような窓なんで、その辺その視界の関係があるんであれば、そこも考慮に入れていただければと思います。答弁はいいです。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 先ほどの山本議員からもご質問あったようですが、耕作放棄地の 再生利用活動の補助金の関係でありますけれども、事務方で当初予定していたよりも好 評で、人数も面積も増えたようでございますので、確認のためですが、せっかくこうい うふうないい事業を発案されたわけでありますから、単発事業で終わるようなことには ならないと思うんですが、来年度以降も是非引き続きこういったものはやっていただき